

No. 4

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
瀬戸市	都市整備部 下水道課	0561-85-1213	直 通	0561-82-7134
住 所	〒489-0889 瀬戸市原山町1-7		担当者氏名	下垂 由孝

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [平成23年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
12	5						17

前年度実績基数 (17基)

(3) [補助対象地域]

- ・市内全域 (公共下水道認可区域は除く)

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適合されるものにあつては、同指針に適合するもの。かつ (社) 全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき、保証登録「国庫補助事業等における小型合併処理浄化槽機能保証制度の適用について」 (平成6年8月1日付衛浄第51号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知) されたものに限る。
- ②専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置する者
- ③みなし浄化槽又は汲み取り便所を廃止し浄化槽を設置する者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ③住宅等を借りている者で、浄化槽の設置についてその賃貸人の承諾が得られない者
- ④専用住宅を新築又は建替えることに伴い、浄化槽を設置する者
- ⑤専用住宅を増築する事に伴い、建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第32条第1項表中の規定に基づく、し尿浄化槽の処理対象人員の算定で、既存のみなし浄化槽を切替る必要が生じたことにより浄化槽を設置する者
- ⑥自らの雑排水を浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- ⑦みなし浄化槽を切替える場合のみなし浄化槽の処分方法は、「掘り起こし」又は「埋め殺し」とし、この処分方法に従わない者
- ⑧市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間経過後の浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- ④ (社) 全国浄化槽団体連合会証明の保証登録証
- ⑤市税納付状況確認同意書
- ⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業の完了の日から起算して1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務契約書の写し (補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②法第7条及び11条の規定による浄化槽法定検査を行う契約書及び検査手数料納入済書の写し
- ③浄化槽施工工事時の写真
- ④浄化槽工事施工検査報告書 (チェックリスト)
- ⑤みなし浄化槽から浄化槽へ切替をしたものについては、みなし浄化槽廃止届出書の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください